

受講に関する規約

こちらの【受講規約】を最後までお読みいただき、ご確認のうえお申し込みください。

【受講規約】

株式会社キャリアドライブが運営する「JAA ドローンパイロットスクール湘南横浜」(以下「当スクール」といいます。)へお申込み、受講される場合は、この規約(以下「本規約」といいます。)が適用されます。 当スクールの実施する学科教育および実技訓練(以下「講習等」といいます。)の受講を希望される方は、本規約の内容をよく読み、ご理解いただき、本規約に同意の上で、当スクールの受講申込みを行うようお願い致します。

第1条 当スクールの概要

1. 当スクールは、国土交通省の定める登録講習機関としての認定を受けたスクールとして、学科教育と実機を用いた飛行訓練を実施します。
2. 当スクールの講習等に使用するドローン等の機器については、当スクールが用意したものを 사용합니다。
3. 当スクールでは、技能試験の合格者に対して「無人航空機講習修了証明書」を交付します。
* (国家資格に限る)

第2条 受講者資格

1. 当スクールを受講する資格は、受講者本人のみに帰属します。第三者に譲渡、貸与することはできません。
2. 当スクールへの申込み時において、以下の条件を満たすものとします。
 - (1) 16歳以上 であること。(18歳未満の場合は親権者の同意書を提出すること。)
また、本人確認のため運転免許証、健康保険証、学生証、パスポート(日本)、マイナンバーカードなどのコピーを提出すること。
 - (2) 視力が両眼で 0.7 以上かつ片眼で 0.3 以上あること又は片眼の視力が0.3に満たない場合は、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。赤色、青色及び黄色の色覚の識別ができること。
 - (3) ドローンの操縦に支障を及ぼす身体障害がある場合には、事前に受講の可否を協議する。
 - (4) 日本語の講習を受講するにあたり、通訳なしに日本語を理解できること。
 - (5) 反社会的勢力(暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・総会屋・その他これらに準ずる者)でないこと。

第3条 届出事項

1. 申込者は、当スクールの申込時において、入校申込書必要事項(申込者本人の氏名、住所、生年月日、連絡先電話番号、メールアドレス、技能証明申請者番号等)を届け出るものとします。

2. 当スクールは、受講者に対して、次の書類の提出を求めるものとします。

(1) 入校申込書

(18歳未満の場合は親権者の同意書) 1通

(2) 本人確認書類（以下のいずれか1通）

- ① 運転免許証の写し
- ② マイナンバーカードの写し（表面のみ）
- ③ 本籍の記載のある住民票の写し
（6カ月以内に作成したものに限る）

(3) 運転免許証の写し又は身体検査証明書

（6カ月以内のものに限る） 1通

(4) 民間技能証明証の写し

（経験者コース希望の方） 1通

3. 受講者は、前項による届出事項に変更があった場合には、速やかに変更手続きを行わなければならない。

4. 当スクールは、前 2 項の届出事項に関する虚偽の届出、届出の遅延、又は変更の届出をしないことによる受講者の不利益については、何らの責任も負いません。

第 4 条 受講契約の成立

1. 当スクールの受講に関する契約は、申込者による受講申し込み後、当スクールに受講料が入金された時点をもって受講契約(以下「本契約」といいます。)成立とします。申込者は、この時点をもって受講者としての資格を取得します。

なお、受講に必要な書類の提出および受講に向けた各種準備については、原則として受講開始日の10営業日前までに完了するものとし、これが完了しない場合、受講開始日が延期されることがあります。

2. 当スクールは、受講申し込み後、第 2 条第 3 項、第 3 条第 1 項、第 13 条等に関して申込者の審査を行い、申込者がこれらの条項に該当し、又は届出事項に虚偽等が発見された場合には、何らの責をも負うことなく受講申し込みを取消することができるものとします。

なお、当スクールは、受講手続きを取消す場合、その理由を開示する義務を負わないものとします。

3. 申込者は、受講に関する契約の申込み及び契約を取消す場合には、後述する事務局までご連絡ください。また、受講契約成立前において受講日の変更を希望する場合には、後述する事務局まで連絡を頂く必要があります。

第 5 条 受講料の支払および追加講習

1. 申込者は、当スクールが発行する書面（請求書）に従い、指定する銀行口座又はクレジットカード決済（藤沢高等自動車学校内）により、指定する支払期日までに受講料を支払うものとします。

2. 規定の講習時間内に実技試験が修了しなかった場合、有償で追加講習および試験を実施します。

3. 前項の振込に要する振込手数料については、申込者の負担にてお願いします。

第6条 受講日の変更

1. 当スクールは、ドローンの性質上、天候不順により講習等の実施日や講習等を実施する施設をやむを得ず変更する場合があります。その場合には、速やかに当スクールより受講者へ連絡するものとします。

第7条 契約解除

1. 当スクールは、受講者が次の各項目のいずれかに該当する場合、直ちに当スクールと受講者との間の受講契約を解除することができます。
 - (1) 本受講規約の定めいずれかに違反したとき。
 - (2) 法令の制定・改正・廃止・監督官庁の指導などにより、受講契約の実現が困難となったとき。
 - (3) その他、受講契約を続けられない重大な事態が発生したと当スクールが判断したとき。

第8条 解約、返金（遅刻・早退）

1. 受講者は、受講期間中いつでも、受講者の都合で当スクールを退校し、当スクールとの受講契約を終了させることができます。
2. 契約成立後における受講者の都合による契約終了の際は、キャンセル料として次の金額をお支払いいただきます。

受講日の前日まで	入学金55,000円
受講開始後	入学金55,000円及び受講済みの講習料金
3. 前項にかかわらず、受講者の自己都合により、連絡の有無を問わず、受講当日に受講をキャンセル、または受講しなかった場合は、**当日キャンセル料として5,500円（税込）**をお支払いいただきます。
4. 受講者の自己都合による遅刻または早退があった場合であっても、当該受講日は原則として通常どおり受講したものとみなし、返金、振替、受講時間の延長等は行わないものとします。

ただし、当該遅刻または早退により、修了または卒業に必要な受講時間・実技内容を満たさない場合には、当スクールが指定する方法により、補講または追加講習を受けるものとします。

なお、補講または追加講習に要する費用については、受講者の負担とします。
5. 当スクールは、受講者の都合により契約を途中で終了する場合、支払済みの受講料から前各項のキャンセル料を控除した金額を、受講者が指定する銀行口座へ振込む方法により返金します。

なお、返金に要する振込手数料は受講者の負担とします。

第9条 受講者の義務・注意事項

1. 受講者は、受講期間中、関係法令、当スクールが別途指定する規則ほか、当スクールの講師の指導に従うものとします。
2. 受講者は、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当スクールおよび他の受講者への脅迫、暴言、誹謗中傷、名誉棄損、差別、わいせつ行為、つきまとい等、当スクールもしくは他の受講者に被害又は不快感を与える行為

- (2) 特定の行動を継続、又は繰り返すことによる円滑な講習等の運営を妨害する行為
 - (3) 提供者や第三者に対して、不利益又は損害を与え得る行為
 - (4) 当スクールの講師の指導に従わずにドローンを操作する行為
 - (5) 当スクールの講習等の提供又は運営に用いる設備、ドローンを含む機材を無断で使用する行為
 - (6) 受講者としての資格の譲渡及び貸与
 - (7) 当スクールの講習等の内容に問題や不具合があった場合において、その問題や不具合を悪用して自らもしくは第三者に不当に利益をもたらす、又は当スクールもしくは第三者に不利益を与える行為、また、その問題や不具合をインターネット等を通じて流布する行為
 - (8) ドローンの改造行為
 - (9) 講習等の期間中か否かを問わずドローンの関連法令に従わない運航及び操作等の危険な行為(航空法の適用を受けないドローンを含む。)
 - (10) 講習等の受講中に知り得た他の受講者の個人情報の公開及び利用
 - (11) 講習等の受講中における政治、宗教、商業的行為やそれに類似する活動
 - (12) 講習等を実施する施設へのペット(生き物)や酒類の持込
 - (13) 前各号に定める行為のほう助、教唆
 - (14) 前各号に定める行為の予告、準備
 - (15) 本規約又は各種法令に違反する行為
 - (16) 当スクールによる講習等を妨げる一切の行為
 - (17) その他、当スクールが不適切と判断する行為
3. 当スクールは、受講者が前 2 項に違反した場合には、受講者を退校処分とし、本規約に基づく契約を解除するとともに、当スクールが被った損害について賠償請求することがあります。また、受講者が故意又は過失により当スクールの施設、ドローン等の機材等を破損、汚損した場合においても同様とします。
4. 受講者は、当スクールの指定する講習等の実施場所までの交通費、受講日当日の食費については、全て受講者自らが負担するものとします。
5. 受講者は、受講日においてやむを得ず欠席し、又は遅刻する場合には、その理由の如何を問わず、必ず当スクールまで連絡をお願いします。
6. 当スクールは、受講者が連絡なく受講日において欠席し、又は遅刻した場合には、欠席又は遅刻した講習等に関する受講料の返金義務を何ら負いません。
7. 受講者は、遅刻、早退、欠席その他自己都合により、修了または卒業に必要な受講時間または講習内容を満たさなかった場合には、当スクールが指定する補講または追加講習を受講するものとします。
- なお、当該補講または追加講習に係る受講料については、当スクールが定める金額を全額支払うものとし、当該受講料の支払いが完了するまで、当スクールは修了証の交付および卒業認定を行わないものとします。

第 10 条 不可抗力

天候不順、地震、台風、洪水等の天変地異、戦争、内乱、革命等の社会的事変、法令の制定・改廃、行政庁や裁判所からの命令・処分・指導等の公権力の行使、労働争議、火事、ドローンメーカー等の都合によるドローンおよびドローンの部品の供給停止、その他当スクールのコントロールすることができない事情により、当スクールの安全かつ円滑な講習等の実施が不可能であると当スクールが判断した場合、当スクールは、本契約を解除し、又は講習等の継続のために必要な日程の変更や講習等の実施施設の変更をする場合があります。

第 11 条 免責事項、非保証

1. 当スクールは、以下の各号のいずれかに該当することにより受講者が損害を被った場合、受講者の休業補償、損害賠償、御見舞金等、第 8 条に基づく返金を除き、一切の責任を負いかねます。
 - (1) 講習等の最少実施人数が集まらなかったことによる講習等の中止
 - (2) 第 9 条に記載の事由の発生
 - (3) 受講者都合による中途解約
 - (4) 受講者自身の故意又は過失による事故
 - (5) 受講期間中における盗難、いたずら、傷病
 - (6) 当スクールが加入する損害保険の補償範囲の限度を超えて発生した受講中の事故
 - (7) 休憩中の事故・食中毒・疾病・盗難
 - (8) 当スクールの指示に従わない他の受講者の責により生じた事故
 - (9) その他の当スクールの責によらずに生じた損害
2. 当スクールは、第 9 条第 3 項による退校処分をした場合、何らの返金義務、損害賠償義務を負わないものとします。
3. 当スクールは、開催する講習等の完全性、受講者の事業や受講者の目的にとっての有用性、確実性を保証するものではありません。

第 12 条 著作権

1. 当スクールが講習等の実施中に受講者に対して提供し、又は提示する講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等に含まれる著作権の一切は、当スクール又は当スクールへの使用許諾をしている第三者に帰属します。
2. 受講者は、以下の各号に例示するような著作権に関わる一切の行為を禁止致します。
 - (1) 講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の複製(受講生本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く。)及び他人への譲渡・貸与。
 - (2) SNS 等における講習等の内容、教材、配布資料、その他の資料等の引用や転載。
 - (3) 当スクールの施設における、当スクールの講師の許可のない写真撮影、録音、録画、キャプチャ等。

第 13 条 反社会勢力の排除

1. 当スクールでは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる反社会的勢力の構成員、又はその関係者の受講申込みはできません。
2. 当スクールは、契約の成立後に受講者が前項に該当する事が明らかになった場合、直ちに契約を解除し、また一切の返金に応じません。

第 14 条 個人情報の取扱いについて

受講及び認定証の発行にあたり取得した受講者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律を厳守し、適切な保護に努めます。

1. 受講者の個人情報は以下の目的のみ使用します。
 - ・当スクールからドローンに関する情報提供
 - ・展示会、特別講習、イベント等の案内
 - ・会議、打合せのための連絡と施設への入退出管理
 - ・受講および試験等の登録、証明書発行のための連絡、送付及びそれに関する事務、経理等の手続き
 - ・アンケート、調査のお願いと連絡
 - ・統計資料の作成
 - ・各種問い合わせの対応
 - ・運営会社、株式会社キャリアドライブグループ他事業部のご案内等の連絡
2. 当スクールは、以下の場合を除き本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示及び提供をしません。
 - ・個人を識別できない情報
 - ・関係省庁、法令等により開示及び提供を求められた場合
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - ・組織再編、合併などの事由による事業引継ぎに伴い提供する場合
3. 取得した個人情報は、個人情報保護法のガイドラインに従って保管、管理し、業務上必要な期間が終了した時点で随時削除します。
4. 個人情報について、開示、訂正、利用停止等の要請があった場合には、本人確認を行ったうえで対応します。なお、個人情報に関する問い合わせは第 16 条掲載の問い合わせ先で受け付けます。

第 15 条 当スクールから受講者への連絡

当スクールから受講者への通知や連絡を行う場合には、第3条に基づく受講者からの届出事項に対して行うものとします。

第 16 条 受講者から当スクールへの連絡、お問い合わせ

各種お問い合わせは下記お問い合わせ先までお願いします。

〒252-0608 神奈川県藤沢市土棚 8 0 0 番地

株式会社キャリアドライブ

JAA ドローンパイロットスクール湘南横浜

- ・ ホームページからのお問い合わせ： <https://cd-drone.jp/>
- ・ メールでのお問い合わせ： cd.drone@career-drive.jp
- ・ 電話でのお問い合わせ： 0466-52-7335

第 17 条 準拠法

本規約は、日本法に準拠して解釈され、適用されるものとします。

第 18 条 本規約の改定

1. 当スクールは、受講者へ予告なく本規約を変更することがあります。この場合、当スクールが管理するホームページへの掲載し通知をするものとします。
2. 変更後の規約は、前項に基づく掲載日より、全ての受講者へ適用されるものとします。

令和 5 年 9 月 1 日 制定